

北海道告示第 10140-6 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成 29 年 2 月 15 日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務等の種類

平成 29 年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契約

平成 29 年 2 月 15 日に一般競争入札の公告を行う平成 29 年度道立病院医師事務作業補助の業務に係る労働者派遣契約

(2) 資格

平成 29 年度道立病院医師事務作業補助の業務に係る労働者派遣契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 役務等の種類

- ア 診断書などの文書作成補助
- イ 診療記録への代行入力
- ウ 医療の質向上に資する事務作業
- エ 行政上の業務
- オ その他医師事務作業補助に関する業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人住民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は同法第 16 条第 1 項

の規定による特定労働者派遣事業の届出書を提出している者であること。

(8) 過去 2 年間に病床数 200 床以上の病院において、医師事務作業補助業務に関する契約を締結し、その実績が 1 年以上あり、かつ、誠実に履行した者であること。

(9) 医療事務又は医師事務作業補助業務の経験があり、受託後 3 ヶ月以内に医師事務作業補助体制加算の施設基準に定められた研修を実施した者の派遣が可能な者であること。

(10) 派遣労働者が派遣先で取り扱う個人情報の保護に関し、次の方策を講じていること。

ア 内部規定の作成（就業規則等で規定されている場合も含む。）

イ 派遣労働者への教育及び研修の実施

ウ 派遣労働者からの誓約書等の聴取

(11) 北海道内に事業所を有すること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、1 の(8)に掲げる資格要件にあつては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とする。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、平成 29 年 2 月 15 日から同月 22 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時までの間にしなければならない。

(2) 申請書の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/db/nyusatsu.htm>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(3)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道保健福祉部地域医療推進局道立病院室
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- (3) 電話番号 011-204-5233